

## 宮古島市幼保連携型認定こども園設置運営事業者公募要項

宮古島市では、閉校となった旧砂川中学校跡地の一部を活用して老朽化の進む公立砂川幼稚園と公立砂川保育所の両施設を統合した法人運営による幼保連携型認定こども園への移行を予定している。

については、本市の幼児教育・保育行政を理解するとともに、こども園の運営に要する施設を設置し、継続的かつ安定的に運営を行うことができる能力を有する設置運営事業者(以下、「事業者」という。)を公募する。

### 1 公募する事業の概要

#### (1) 事業類型

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の設置及び運営。

#### (2) 開園年月日

令和5年4月1日

#### (3) 定員設定

市全体の保育需要の受け皿としての役割及び砂川地域を中心とした就学前児童の教育部分利用の需要の受け皿としての役割を果たすことができる施設とし、次表を参考として概ね60名程度の認可定員とすることを基本とする。

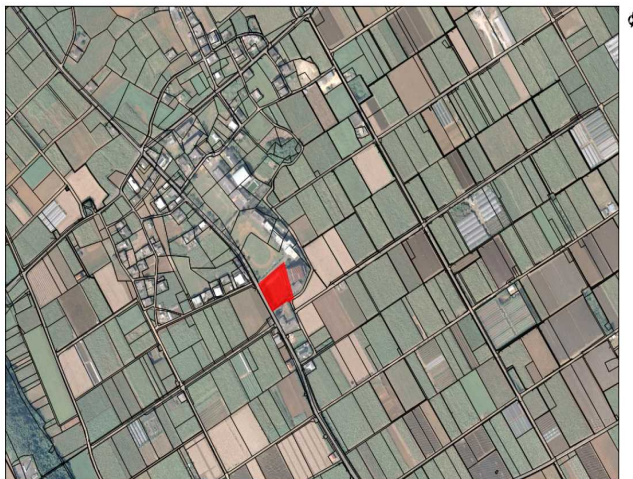
ただし、これを基本として、他の定員設定の提案を妨げるものではない。

3号認定	0歳児	3人	合 計 60人程度
	1歳児	6人	
	2歳児	12人	
2号認定 (1号認定)	3歳児	12人	
	4歳児	12人	
	5歳児	15人	

1号認定子どもを3～5歳の年齢ごとに2～3人程度含むものとします。

#### (4) 事業用地(開設場所(位置図・詳細図))

位置図



1/5000

詳細図



(5) 事業用地の概要

敷地面積 約3,296.667㎡ (おおよその面積なので増減します)  
地番 宮古島市城辺字砂川599-1の一部(旧砂川中学校体育館南側用地)  
今後分筆作業を行った後、新たな地番に変更。  
土地価格 鑑定評価を行った後、候補事業者に提示する。  
近傍地評価額宅地 3,200円/㎡(売買及び賃貸等の算定価格ではないが、隣接する宅地の評価額を参考までに記載している)

売払条件

- ・事業用地の敷地を全部売却する。
- ・事業用地は、上記敷地予定面積に土地価格を乗じた金額で売却する。
- ・事業用地は、買戻し特約(10年)を設定した上で土地売買契約を締結する。

引き渡し日 土地売買契約に定める日

(6) 事業用地の概要

項目	概要		
都市計画区域	用途地域無指定区域		
用途地域	無指定地域		
建ぺい率/容積率	60%/200%		
高度地区	無し		
周辺の状況	県道友利線 : 幅員10m 周囲:畑、住宅用地等		
インフラの状況	上水道	市営水道	有り
	電気	沖縄電力	有り
	ガス		無し(プロパンガス)
	雨水	公共下水道	無し
		道路側溝	有り
汚水	公共下水道	無し	
その他特記事項	・本件用地の地盤調査やそれに伴う地盤改良等必要な場合は事業者負担において施工すること。 ・施設整備に係る設計・建築に当たって必要となるインフラ、周辺の状況、その他諸規制の各種調査・確認は事業者において行うこと。		

2 応募資格・条件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 応募する事業者は、地域に根ざした園として永年的に運営できる社会福祉法人又は学校法人とする。
- (2) 認定こども園、認可幼稚園又は認可保育所(小規模、家庭的事業含む)の施設運営を本公募の申請日までに1年以上行っている事業者で、宮古島市内に事業所の所在地があること。
- (3) 実務を担当する施設長(園長)が専従及び常勤であること。また、教育職員免許法による教諭の専修

免許状又は1種免許状を有し、かつ児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、及び教育又は児童福祉に関する職(幼保連携型認定こども園の園長、保育教諭等、幼保連携型認定こども園以外の学校の校長、教諭等、児童福祉施設の長、児童福祉施設において児童の保育に直接従事する者など)に5年以上あったものとする。若しくは幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、上記に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者であること。

- (4) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び学校教育法等を熟知するとともに、宮古島の保育・幼児教育及び子育て支援策を理解し、運営において積極的に協力を行うことができる事業者であること。
- (5) 事業を遂行できる十分な資力、知識、技能能力等を有し、継続的に安定した施設運営を行うことができること。
- (6) 資金計画及び事業計画が確実であり、事業者が施設整備等に要する自己資金に係る負担が確実に行えること。
- (7) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実地指導において重大な文書指摘を受けていないこと。
- (8) 事業者(法人及び理事長)が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年7月26日条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下、暴力団員という。)でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接に関係を有しない者であること。

### 3 土地・施設整備に関する条件

#### (1) 土地について

市と事業者間で土地売買契約を締結する。

契約締結時に契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する金額(千円未満切り上げ)を本市の発行する納入通知書により納付すること

売買代金の全額納付があった時に、所有権が移転するものとし、同時に土地を現状有姿のまま引き渡す。

売買代金を契約締結と同時に納付される場合は契約保証金を免除する。なお契約保証金は、売買代金の納付後、利息を付さないで1ヶ月以内に銀行振込の方法で返還する。

その他定めのない事項については、すべて地方自治法、同施行令、宮古島市市財務規則、宮古島市公有財産規則等に定めるところによって処理する。

当該事業用地は認定こども園用地として使用しなければならない。本市の承諾なく目的外に利用した場合又は第三者に転売、転貸した場合、当該事業用地を原状回復の上、買戻しすることとする。

- (2) 施設整備に要する関係機関との協議、各種手続き、それに係る諸費用(土地購入に関するものを含む。)は、全て事業者の負担とする。
- (3) 施設整備にあたっては、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律164号)、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月21日条例第49号)等の関係法令を遵守すること。
- (4) 施設整備にあたっては、子どもの安全確保、シックハウス、ユニバーサルデザイン等に関して十分に配慮

を行うこと。

- (5) 施設整備工事等に関する施行業者の選定については、指名競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠して行うこと。
- (6) 施設整備費補助については、宮古島市保育所等整備交付金事業補助金交付要綱によるものとする。

#### 4 運営に関する条件

- (1) 認定こども園の運営にあたっては、児童及び保護者の国籍、信条、社会的身分、障害等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 事業者の代表は、教育・保育に対する高い理念を持ち、本市の教育・保育についてよく理解し、本市の関連施策にも積極的に協力すること。
- (3) 実務を担当する職員は教育・保育について知識又は経験があること。
- (4) 開園日は、月曜日から土曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日、慰霊の日及び12月29日から翌年の1月3日までの年末年始の期間を除く。)までとする。ただし、これを超えて開園日を提案することを妨げるものではない
- (5) 開園時間は、概ね午前7時30分から午後6時30分の間において1日11時間以上の開園とすること。また、在園する1号認定子どもを対象とした一時預かり事業(幼稚園型)を検討すること。
- (6) 11時間の開園時間の後、延長保育事業(30分以上)を実施すること。
- (7) 支援を要する児童の受け入れ、対象児童の保育を担う保育士を加配し、児童の発達を保證する保育を提供すること。
- (8) 地域の状況及び敷地周辺の道路状況に配慮した送迎時の対応について、計画を立てること。
- (9) 給食は、1号認定子どもを含め自園調理による給食を実施するとともに、離乳食、アレルギー食等、個々に配慮した「食」の提供及び食育を行うこと。
- (10) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。また本市が実施する研修等に積極的に参加すること。
- (11) 認定こども園の運営にあたっては、地域住民及び関係機関との連携・交流を積極的に図り、子育て支援の充実に努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- (12) 地域型保育事業所の連携施設(保育内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿)となることに努めること。

#### 5 整備に係る補助

##### (1) 補助金の申請及び交付決定

整備に係る補助金については、本公募に選定された事業者が行う整備事業に対し、予算の範囲内において交付決定を行う。補助金は、国の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の活用を予定している。なお、補助の対象経費は、国庫補助金等の交付の内示がされた日以降の契約等を対象とする。

#### 6 事業者の選定

##### (1) 事業者の選定方法

宮古島市認可保育所設置者選考会にて宮古島市認可保育所設置者選考に基づき書類審査及び応募者による提案説明(プレゼンテーション)による審査(質疑応答)を実施し、最も評価点の高い事業者

を選定する。

応募者からの提案説明は、令和3年7月中旬頃を予定。日時等詳細は後日応募者に連絡する。

なお、提案説明時は、代表者、施設長予定者及び会計担当者(最大3名)で出席すること。

(2)選定結果と公表

審査の結果、選定された事業者へ決定通知を送付するとともに応募事業者すべてに別途結果を通知する。

(3)審査結果に関する質問等

審査結果に関する評価内容についての質問及び異議申立は受け付けない。

(4)選定した事業者が失格になった場合、次点の事業者を繰り上げて決定することがある。

## 7 応募の手続き等

(1)募集要項の配布

配布場所:宮古島市 福祉部 子ども未来課(宮古島市役所総合庁舎1階)

配布期間及び時間:令和3年6月24日(木)~7月7日(水) 土・日を除く。

午前9時から午後5時(午後12時00分から午後1時00分を除く)

配布方法:上記の配布場所若しくは、市ホームページよりダウンロードして使用

(2)募集要項に関する質問等の受付及び回答

質問方法:質問書に質問内容を簡潔明瞭に記載し、電子メールアドレスに送信すること。

メールの件名は、「(仮称)砂川認定こども園質問書」とすること。なお、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。(質問書様式:任意)

電子メールアドレス「e-mail:fj.kodomo@city.miyakojima.lg.jp」まで

質問期間:令和3年6月24日(木)~7月7日(水)

回答方法:質問に関する回答は、送信元に返信する。

(3)応募書類の受付期間及び提出方法

受付期間:令和3年6月28日(月)~7月7日(水) 土・日を除く。

ア 受付時間:午前9時~午後5時(午後12時から1時を除く)

イ 提出(応募)書類及び部数:別紙「様式第1号に明記された提出書類」のとおり

提出は、別紙提出書類一覧表のインデックス記号ごとにA4サイズ紙ファイルに綴じて提出すること。提出部数は、正本1部、副本1部、計2部提出すること。

なお、必要に応じて別途書類の提出を求める場合がある。

ウ 受付先:宮古島市福祉部子ども未来課(宮古島市役所総合庁舎1階)

エ 提出方法:事前連絡の上、必要書類を提出期間内に提出場所に持参してください。郵送や電送による提出は、受け付けない。

## 8 応募に当たっての留意事項

(1)応募に関し必要な費用は、応募者負担とする。

(2)申請書類等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

(3)市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることができる。

(4)提出された書類は、返却しない。

- (5) 提出書類の内容は、原則非公開として取り扱うものとする。
- (6) 提出書類は、提出者に無断で、選考を行う作業以外の目的に使用しない。
- (7) 決定者の計画の変更は原則として認めないが、サービスの向上につながるものや施設の実施設に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、協議の上認める場合がある。
- (8) 本事業において応募者がいない場合又は審査結果によりすべての提案が目的を達成できないと判断した場合は、事業者の決定を行わないことがある。

#### 9 引継について

候補者として選考された事業者は、教育及び保育、その他の業務を的確に引き継ぐため、市と協議を行うとともに次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 園児に関する健康・発育などの記録を基に、個々の園児の状況等を適切に引き継ぐこと。
- (2) 保育目標、保育計画、指導計画のほか、年間行事、給食、保健衛生、安全対策、学校・保護者・地域との関係などについて、引き継ぎを行うこと。

#### 10 応募及び整備スケジュール

内 容	期 間
募集要項の配布	令和3年6月24日(木)～7月7日(水)
質問の受付	令和3年6月24日(木)～7月7日(水)
質問に対する回答	原則、質問受付後に随時メールにより回答予定
応募申込書類提出期間	令和3年6月28日(月)～7月7日(水)
事業者選考委員会(プレゼンテーション)	令和3年7月中旬予定
選定結果の通知(内定通知)	選考委員会実施後、1週間を目処に通知予定
施設整備補助金等事前協議	令和3年7月中旬～下旬予定
土地売買契約締結	令和3年8月上旬予定 不動産鑑定後、協議を行う
施設整備補助金交付申請	令和3年8月中旬予定
施設整備補助金内示	令和3年10月上旬予定
設計及び施設整備(事業者施工)	整備補助金交付内示後から令和5年2月下旬まで
認可申請	令和5年1月末予定
開園準備	令和5年3月末まで
開園	令和5年4月1日

都合により日程等が変更になる場合があります。

#### 11 その他

- (1) 決定された事業者は、本市の承諾なしに本事業を中止できないものとする。
- (2) 選定された事業者の計画内容変更は原則認めない。ただし教育・保育の質の向上につながるもの、天災等不可抗力によるもの、施設の実施設に伴う軽微な変更等やむを得ないもののみ、市と協議の上、認めるものとする。

- (3) 認定こども園整備にあたって、事業者は誠意をもって近隣住民の住環境への適切な対策を講じ、必要に応じ説明会を開催すること。
- (4) 開園予定日に児童の保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担する。
- (5) 定めのない事項が発生した場合、市と事業者で協議し課題の解決を図ること。

#### 12公募に関するお問合せ

宮古島市役所 福祉部 子ども未来課 子ども政策係(友利、砂川まで)  
TEL 0980 - 79 - 7825(直通) FAX 0980 - 73 - 1984  
電子メールアドレス fj.kodomo@city.miyakojima.lg.jp